

建築工事検査技術基準

(目的)

- 1 この技術基準は、建築工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

- 2 この基準は、湖西市の所掌する工事及び湖西市が検査業務を受託した工事の検査に適用する。

(用語の定義)

- 3 この基準で用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 建築・設備工事検査技術基準とは、静岡県建設工事検査要領（昭和60年4月1日訓令乙5号）に基づく、静岡県建設部の所掌する建築工事に適用する静岡県建築・設備工事検査技術基準をいう。

(検査の内容)

- 4 検査は、契約書、仕様書、設計書、図書（現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書を含む。）及び静岡県建築・設備工事検査技術基準により行う。

(工事実施状況、出来形及び品質の検査)

- 5 中間検査及び竣工検査等の工程は原則として表1のとおりとする。ただし、特別なもの（大規模施設、高層建築物、重要若しくは特殊な建築・設備工事）については、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

(材料の検査)

- 6 材料の検査及び材料の製造検査は原則として表2により、事前に政策工場又は現地において行う。

附 則

この基準は平成22年3月23日から施行する。

表 1 (第5条関係)

建築種別	検査時期		
新築工事 (含増築)	免震基礎	免震、制震装置が完了し、その記録等の提出後	設備は不要
	A工程	地中梁が完了し、1階躯体工事の配筋及び型枠施工中。	設備は省略可
	B工程	躯体工事が完了し、サッシ取付中	
	C工程	内装の下地が完了し、仕上げ工事施工中	
	完 成	工事が完了し、必要な法令等の完成検査済証交付後	要 VOC 結果
	その他	既設部分検査、材料(工場)検査等必要な時期	(〃)
耐震補強 工事	(1)	初期の筋違取付後で、接合部の素地等が削る時期	設備は省略可
	(2)	内装の下地が完了し、仕上げ工事施工中	
	完 成	工事が完了し、耐震改修促進法等の完成届又は検査後	要 VOC 結果
	その他	既設部分検査、材料(工場)検査等必要な時期	(〃)
全面改善 工事	(1)	内部解体が完了し、サッシ取付中	
	(2)	内装の下地が完了し、仕上げ工事施工中	
	完 成	工事が完了し、必要な法令等の完成検査済証交付後	要 VOC 結果
	その他	既設部分検査、材料(工場)検査等必要な時期	(〃)
改修工事	(1)	仮設工事が完了し、内装又は外装工事の中の早い時期	
	完 成	工事が完了し、必要な法令等の完成検査済証交付後	要 VOC 結果
	その他	既設部分検査、材料(工場)検査等必要な時期	(〃)

※昇降機工事や汚水処理設備工事等は、検査員と事前に協議する。

※木製建具工事や畳工事は、原則的に完成検査のみとする。

※地盤改良や杭工事等の特殊な工事の中間検査は、必要に応じて事前に協議する。

表 2 (第 6 条関係)

区分		単品の設計金額		
		500万円以上	500万円未満	
一 般 的 材 料	規 格 外	JIS 表示許可工場の製品で表示許可品目外の製品及び規格外の工場製品（当該工場の検査に合格した旨の品質規格証明書を提出する。）	検査は検査員が行い、総括監督員が承諾する。	総括監督員の承諾 但し、特に検査を必要と認めるものについては監督員が検査を行う。
	規 格 品	JIS マーク表示品、又は JIS 表示許可工場で表示許可品目及びこれらに準ずる規格品（注 1）	必要に応じて監督員が検査し承諾する。但し、JIS 表示許可工場製品における表示許可品目の写、JIS マーク表示品の証明、当該工場の検査に合格した証明等で確認できるものはこの限りではない。	
重 要 な 材 料		(イ) 大規模又は特殊な「加工鋼材、カーテンウォール、PC 版、サッシ、外装タイル」 (ロ) 大断面集成材、免震、制震装置 (ハ) 汎用品外の「受変電設備、発電装置、動力・制御盤、電算機、監視制御装置」 (ニ) 汎用品外の「ボイラー、冷凍機、冷温水発生機、熱交換機、蓄熱槽、ポンプ・ブロワー、給水装置」 (ホ) 特殊な「昇降機、搬送設備、浄化槽」 (ヘ) 大規模又は特殊な「システム、装置、プラント装置」 (ト) 上記以外のもので、市長が重要と認めたもの。	検査は検査員が行い、総括監督員が承諾する。	

注 1 JIS 規格品に準ずるものとは、次の別表の規格品をいう。

別表（材料検査関係における JIS 規格品に準ずるもの）

	番 号 等	規 格 名 称
建 築	J I S	日本工業規格
	J A S	日本農林規格
	B L 部品	優良住宅部品
電 気 設 備	J I S	日本工業規格
	J C S	(社) 日本電線工業会規格
	J E C	電気学会電気規格調査会標準規格
	J E M	(社) 日本電機工業会標準規格
	S B A	(社) 日本蓄電池工業会規格
	J I L	日本照明器具工業会規格
	J E L	日本電球工業会規格
	電力要規格	電力事業者規格
	J E I T A	電子情報技術産業協会規格
	A R I B	電波産業会規格
	I S O	国際標準化機構
	I T U - T S	国際電気通信連合・電気通信標準化セクタ規格
	T T C	情報通信技術委員会
	機 械 設 備	J I S
J A S S		日本建築学会材料規格
J W W A		日本水道協会規格
S H A S E - S		(社) 空気調和・衛生工学会規格
W S P		日本水道鋼管協会規格
S A S		ステンレス協会規格
J C D A		(社) 日本銅センター規格
M D J		排水鋼管継手工業会規格
J R A		(社) 日本冷凍空調工業会標準規格
H A		日本暖房機器工業会規格
J P F		日本金属継手協会規格
J C W		日本鋳鉄ふた・排水器具工業規格
A S		塩化ビニル管・継手協会規格
J V		(社) 日本バルブ工業会規格
J E M		(社) 日本電機工業会標準規格

	番 号 等	規 格 名 称
機 械 設 備	J C S	(社) 日本電線工業会規格
	S B A	(社) 日本蓄電池工業会規格
	N E C A	日本電気制御機器工業会規格
	J F E A	(社) 日本厨房工業会規格
	J A C A	日本空気清浄協会規格